

春の叙勲受章おめでとうございます

旭日双光章

故 木寺 九一くいちさん

(福島・伊万里釜、81)



昭和51年10月、福島町教育委員会委員に就任されてから12年間、また昭和63年10月からは福島町教育委員会委員長として11年2月の永きにわたり、町の教育文化の振興に深い理解と熱意を持って尽力し、学校教育施設や社会教育施設の整備、運営などに多大な貢献をされました。

昭和55年に福島町郷土誌の発行、同年に福島町文化財保護条例の制定とともに文化財の指定をされるなど郷土の文化財の保存などにも力を注がれました。平成元年から北海道福島町および長野県木曾町(旧木曾福島町)との児童生徒の国内学習交流事業の実施や、平成3年からのALTの配置、平成5年からは学校歯科保健事業の実施にも尽力されました。

旭日双光章

松永 隆晶たかあきさん

(今福・仲町、73)



昭和35年から父親が開業する松永歯科医院に勤務。昭和57年3月14日、松永歯科医院を父親から引き継ぎ、現在まで市民の歯科保健医療の充実に尽力されています。

その間、昭和46年4月、北松歯科医師会の理事に就任以来、専務理事、会長を務め、長崎県歯科医師会では社会保険委員・代議員・政治連盟常任理事を歴任し、多年にわたりその責務を全うされました。また、長崎県松浦保健所運営協議会などの数々の重職にあつて、歯科界ならびに地域歯科保健の円滑な推進に貢献されました。

さらに、児童ならびに園児への深い愛情と将来への期待を持ち、常に積極的に学校・保育所の歯科保健に取り組み、歯の健康相談、保健管理、指導に献身的な努力をされ、子どもから高齢者までの歯科保健向上に今もなお尽力されています。

瑞宝双光章

松瀬 輝治てるしさん

(御厨・平瀬、83)



昭和57年5月に第10代の松浦市収入役に就任。平成6年4月までの3期12年にわたり、市の三役として市長を補佐するとともに、健全な財政運営の確立および維持に力を注がれました。

また、平成11年5月には地域住民から推されて松浦市議会議員に初当選。以来、平成17年12月まで2期6年7月にわたり、地方自治の発展にも貢献されました。

平成13年6月から平成17年12月にかけては、笛吹ダム建設特別委員会委員長に就任。ダム建設が予定どおり行われるよう県に働きかけを行うとともに、建設後の環境整備などについても県および市と地元との協議が円滑に進むよう、地元住民との調整を積極的に行い、ダム建設に大きく貢献されました。

瑞宝単光章

一丸 富貴男ふきおさん

(鷹島・黒島、76)



昭和27年1月6日、地域住民の要望に依って鷹島村消防団に入団し、昭和38年1月に班長に就任。昭和42年1月には分団長に昇進され、常に率先垂範して消防の任に当たられました。

その後、都合により一時退団されましたが数か月で再入団。以前にも増して旺盛なる責任感と積極的な実行力を発揮し、消防の任務を遂行されました。

さらに、昭和50年町制施行により鷹島町消防団員となり、団員でありながらも災害現場や訓練の場においては若手団員の指導育成に力を注がれました。常に消防団員としての自覚と誇りを持ち、鷹島町消防団の発展と団員の資質向上に多大な貢献をされました。

市県民税の年金からの特別徴収が始まります

これまで、納付書や口座振替などで納付していただいていた市県民税を、平成21年10月分の老齢基礎年金などの公的年金から、特別徴収（引き落とし）する制度が始まります。

特別徴収制度とは、年金保険者が市県民税を年金から引き落としとして市区町村へ直接納入する制度です。

1 対象となる人

当該年度の初日（4月1日）現在、65歳以上の老齢基礎年金給付などの支払を受けている人で、市県民税の納税義務がある人。ただし、次の人は除かれます。

- ① 1月2日以降、市町村の区域を超えて住所を移した人
- ② 公的年金等給付の年額が18万円未満の人
- ③ 引き落としされる市県民税額が、所得税、介護保険料、国民健康保険税および長寿医療（後期高齢者医療）保険料を控除した後の公的年金等給付額を超える人
- ④ 年度の途中で税額が変更になった人

2 対象となる税額

公的年金などの所得に係る分の市県民税額
 ※給与所得や他の所得に係る分の市県民税は、これまで通りの納め方となります。

※対象となる人に対する年税額の算出方法はこれまでと同じであり、**新たな税負担が生じるものではありません。**

3 徴収方法

① 平成21年度または特別徴収開始初年度（例：対象となる税額が60,000円の場合）

	納付書または口座振替		公的年金等からの特別徴収（引き落とし）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4ずつ (15,000円ずつ)		年税額の1/6ずつ (10,000円ずつ)		

② 次年度以降（例：対象となる税額が60,000円の場合）

	公的年金等からの特別徴収（引き落とし）					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の2月と同じ額ずつ (10,000円ずつ)			年税額から4～8月で仮徴収した額を差し引いた残額の1/3ずつ (10,000円ずつ)		

4 税額等の通知について

納税義務者様あてに、6月中旬ごろ郵便で通知します。

○問合せ先 税務課市民係

長崎県地方税回収機構が設置されました

平成21年4月、税負担の公平および自主財源確保のため、「長崎県地方税回収機構」が設置され、県下全域で地方税の滞納整理が強化されます。

本市も当機構に参加しており、完納に向けた誠実な納付が実行されない場合は、当機構へ引き継ぎます。





◎長崎県地方税回収機構とは

県と県内の23市町が、協働して集中的に滞納整理に取り組む組織のことで、高額滞納者や長期滞納者、また、誠実な納税の意思が見られない滞納者に対して差押えなどの滞納処分を実施します。

◎滞納処分とは

関係機関に対し財産調査を実施し、発見された預貯金や給与、自動車、不動産、売掛金などの差押えを行い、取り立てや公売をすることです。

また、その他の財産を発見するために自宅や事務所などを強制的に捜索することも含まれます。

差押えの具体事例	
【給与】 勤務先などに対し給与などの調査を行い、処分可能額を滞納額が完納されるまでの間、毎月給与から差し引きます。 	【預貯金】 金融機関に対し預貯金の調査を行い、預貯金残額を差し押えます。また、差押えにより「引き出し」や「自動振込」などが行えなくなることがあります。 
【自動車】 自動車の車輪にタイヤロックを掛け、車輛の使用に制限を行います。また、車輛を引き揚げ、インターネットなどを通じ公売します。 	【不動産】 不動産を差し押えると、登記簿に記載されるとともに権利者へも通知します。また、インターネットなどを通じ公売します。 

○納期限までに納税できない場合は早めにご相談ください。

税は納期内納付が原則ですが、やむを得ない事情により納付困難な場合は、猶予制度や分割納付の相談を受けています。相談時は、世帯の生活収支状況がわかるものを持参の上、早めにご相談ください。

○問合せ先 税務課徴収係